

四日市市告示第 89 号

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 8 日

四日市市長 森 智広

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成 27 年四日市市告示第 169 号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第 5 条関係）				
設置の状態	<u>通学路又はごみ集積場</u> に向けて設置		<u>通学路又はごみ集積場以外</u> の公共の場所に向けて設置	
区分	購入	賃貸借契約	購入	賃貸借契約
補助率	2 / 3		1 / 2	
補助限度額 (1 台あたり)	40 万円	8 万円	30 万円	6 万円

改正前				
別表（第 5 条関係）				
設置の状態	<u>通学路</u> に向けて設置		<u>通学路以外</u> の公共の場所に向けて設置	
区分	購入	賃貸借契約	購入	賃貸借契約
補助率	2 / 3		1 / 2	
補助限度額	40 万円	8 万円	30 万円	6 万円

第 1 号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先

四日市市防犯カメラ設置事業補助金事前申込書

年度において四日市市防犯カメラ設置事業を実施したいので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申込みます。

記

地区名	地区
設置の状態	<input type="checkbox"/> 通学路またはごみ集積場に向けて設置 <input type="checkbox"/> 上記以外の公共の場所に向けて設置
設置目的	
設置数	防犯カメラ 台
設置費用等	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃貸借 円

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書
- (3) 防犯カメラの仕様書類
- (4) 設置場所及び撮影範囲を示した図面

受付

地区市民センター	市民協働安全課

第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

年 月 日

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で通知を受けた四日市市防犯カメラ設置事業を実施したいので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 地権者等の同意書
- (2) 自治会等の同意書
- (3) 防犯カメラの設置及び運用に関する基準

受付

地区市民センター	市民協働安全課

住 所
団体名
代表者

四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市防犯カメラ設置事業補助金については、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 補助金等の対象となる事業
防犯カメラ設置事業
- 3 補助金等の交付の条件
(1) この補助金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
(2) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
(3) 今回の補助金交付に関する一切の資料は5年間保存すること。
(4) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先

四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で交付決定を受けた四日市市防犯カメラ設置事業について下記のとおり変更が生じたので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金変更申請金額 金 円
- 2 変更理由

受付

地区市民センター	市民協働安全課

住 所
団体名
代表者

四日市市防犯カメラ設置事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市防犯カメラ設置事業補助金については、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり変更を承認することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金等の交付の条件
 - (1) この補助金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
 - (2) この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
 - (3) 今回の補助金交付に関する一切の資料は5年間保存すること。
 - (4) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

四日市市長

住 所
団体名
代表者
連絡先

四日市市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で補助金等の交付決定を受けた 年度四日市市防犯カメラ設置事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 工事請負契約書等の写し及び領収書の写し

(3) 設置した防犯カメラ及び設置している旨の表示の現況写真

(4) 設置した防犯カメラによって撮影された画像

受付

地区市民センター	市民協働安全課

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)